

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年2月7日
照会部署名 下館年金事務所 厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 村山 昭仁
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

飯島

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011—021	本部受付番号 No. 2011—127
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

被扶養者の認定について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

(例)

業務処理要領【マニュアル】健保厚年適用 III-1 被扶養者
健保法第3条第7項

(内容)

外国籍（アフガニスタン国籍）の被保険者で、同国籍の妻が被扶養配偶者としてすでに認定されているが、母国（アフガニスタン）で多妻制を採用しており、新たに入国した別の妻についても被扶養配偶者として認定できるかご教示ください。また、認定が可能な場合、オンラインの登録上支障がないかどうか併せてご教示ください。

なお、どちらの妻も日本国内で被保険者と同居しており、外国人登録原票記載事項証明書の続柄は両名とも「妻」と記載されております。

＜対応案＞

健保法第3条第7項により判断すると思料されるが、日本国内では重婚やいわゆる多妻制を認めていないことから、複数の者を被扶養配偶者として認定することに疑義が生じたため照会いたします。

(ブロック本部回答)

本案件に関しては、疑義照会の平成19年7月11日付国民年金事業室長補佐回答で国民年金第3号被保険者については「最も先行する1名に限り被扶養配偶者として認定することが適当である。」と回答されており、健康保険の被扶養者についても同様の取り扱いと思料されるが、諸規程等に明らかになっていることが確認できなかったため、本部への疑義照会とする。

回答日（又は本部への照会日） 平成23年2月22日

回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）厚生年金適用支援G長 庄司 浩
連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

竹内

(本部回答)

一夫多妻制が認められている場合の配偶者に関しては国民年金第3号被保険者の取扱いについて、平成19年7月11日付国民年金事業室長補佐回答により示されている。

健康保険法における被扶養者の取扱いについても、上記回答と同様、健康保険法も民法を前提としていると考えるのが妥当であり、配偶者のうち最も先行する1名を被扶養者とすることを原則とする。ただし、被保険者と当該被扶養配偶者との関係が形骸化している場合は、それに続く配偶者を被扶養者とすることとなる。

回答日 平成23年3月11日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 柿崎 光政

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

坂東

(回答提供先)

O						
	機構 LAN 掲載	相談 センター	社労士会	健保 協会	年金局	H P 掲載